

(設備の特例)
 第九十一条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。
 (療養介護事業所に置くべき職員の数に関する経過措置)
 第二条 平成二十一年九月三十日までの間、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)において現に存する指定医療機関(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七條第六項又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八号)第十八條第四項に規定する指定医療機関をいふ。以下同じ。)については、第十二條第一項第三号の基準を満たすための人員配置計画を作成した場合、療養介護事業所に置くべき生活支援員の員数は、同号の規定にかかわらず、常勤換算方法で療養介護の単位ごとに、利用者の数を六で除した数以上とする。この場合において、看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいふ。以下この条において同じ。)が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれていた療養介護の単位については、置かれていた看護職員の数から利用者数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

2 法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の前日までの間、厚生労働大臣が定める者に対し療養介護を提供する療養介護事業所については、第十二條第一項第四号中、利用者の数を四で除した数以上とあるのは、利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。)の数を四で除した数及び厚生労働大臣が定める者の数を六で除した数を合計した数以上とする。
 (生活介護事業所に置くべき職員の数に関する経過措置)
 第三条 法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の前日までの間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいふ。以下この条において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第三十九條第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。
 一 次のイからハまでに掲げる利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。)の平均障害程度区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる数
 イ 平均障害程度区分が四未満、利用者数を六で除した数
 ロ 平均障害程度区分が四以上五未満、利用者数を五で除した数
 ハ 平均障害程度区分が五以上、利用者数を三で除した数
 二 前号の厚生労働大臣が定める利用者数を十で除した数
 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合の前項の利用者の数は、推定数による。

(宿泊型自立訓練に関する経過措置)
 第四条 第六十條に規定するもののほか、法附則第四十八條の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二十三号)以下「旧精神保健福祉法」という。第五十條の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、同項第二号に掲げる精神障害者授産施設(以下「精神障害者授産施設」という。)(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号)以下「整備省令」という。))による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。)(第二十三條第一号に掲げる通所施設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。次項において同じ。若しくは同項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム(以下「精神障害者福祉ホーム」という。))又は法附則第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)以下「旧知的障害者福祉法」という。)(第二十一條の六に規定する知的障害者更生施設以下知的

障害者更生施設」という。)(整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十二号)以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。)(第二十二條第一号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。次項において同じ。)(旧知的障害者福祉法第二十一條の八に規定する知的障害者通所施設(以下「知的障害者通所施設」という。))これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。))において行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業に係る事業所は、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所とする。)
 2 前項の規定の適用を受ける精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通所施設については、第五十八條第三項の規定を適用する場合においては、同項第一号イ中「一人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三條の適用を受けるものを除く。))については「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三條の適用を受けるものに限る。)、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通所施設については「四人以下」と、一の居室の面積は「とあるのは、利用者一人当たりの床面積は」と、同号ロ中「七・四三平方メートル」とあるのは「精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については、四・四四平方メートル」と、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通所施設については「六・六六平方メートル」とする。
 (規模に関する経過措置)
 第五条 次の各号に掲げる者が法附則第四十一條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、法附則第四十一條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設又は法附則第四十八條の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設(第三号において「身体障害者更生援護施設等」という。))に併設して引き続き生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の事業を行う間は、第三十七條(第五十五條、第七十條及び第八十八條)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))及び第七十條第一項の規定にかかわらず、当該事業に係る生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所又は就労継続支援B型事業所(当該事業を多機能型により行う場合並びにこれらの事業所が第三十七條ただし書及び第五十七條第一項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。))の利用定員は、十人以上とすることができる。

一 施行日において現に法附則第八條第一項第六号に規定する障害者デイサービスの事業を行って

二 施行日において現に旧精神保健福祉法第五十條の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターを経営する事業を行って

三 身体障害者更生援護施設等(障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する政令(平成十八年政令第三十二号)第十六條の規定による改正前の社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)第一條第一号、第二号又は第四号に規定する身体障害者授産施設、知的障害者授産施設又は精神障害者授産施設に限る。))を経営する事業を行っていた者
 (就労継続支援A型に関する経過措置)
 第六条 施行日において現に存する法附則第四十一條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。))第三十一條に規定する身体障害者授産施設(以下「身体障害者授産施設」という。))のうち厚生労働大臣が定めるもの、精神障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの又は知的障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。))において就労継続支援A型を行う場合については、第八十四條の基準を満たすための計画を提出したときは、当分の間、同条の規定は適用しない。